

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書兼同意書

居宅療養管理指導サービスの提供開始に当たり、平成11年3月31日厚生労働省令第37号第8条に基づいて当事業者が [] 様にご説明すべき内容は、次の通りです。

1. 事業所概要

名称	日本調剤 [] 薬局		
所在地	[]		
電話番号	[]	[]	[]
代表者名	笠井 直人	指定番号	[]
通常の実施地域	[]		

2. 事業の目的と運営方針

目的	要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師による居宅療養管理指導を必要と認めた利用者に対し、日本調剤 [] 薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に関係する上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。 ④ 上記③の必要な情報を提供する場合、情報の漏洩等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じた上で、ネットワークを経由して外部のシステム上に情報を保存し、上記関係者がネットワークを経由してこのシステムにアクセスする方法によって、情報の提供を行うことがあります。 ⑤ 上記④の外部のシステム上の保存を第三者の者に委託するときは、委託契約において、情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

3. 提供するサービス 【居宅療養管理指導サービス】

① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、利用者や利用者家族又は看護に当たっている方に対し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
② 利用者の服薬状況、体調変化等の情報をもとに、医師へ定期報告を行うだけでなく、薬の専門家の立場から適切な処方方を医師へ提案し、より良い薬物療法につながるよう努めます。
③ 当事業所の薬剤師が、使用期限切れ等により薬剤を有効かつ安全にご使用いただけないと判断した場合、その薬剤を回収し、処分する場合があります。
④ 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者の服用する薬やその薬が生活環境に及ぼす影響等について報告書（居宅療養管理指導報告書）を提出いたします。
⑤ サービスのご提供は、懇切丁寧に、分かりやすくご説明いたします。□ 万一薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 居宅療養管理指導サービスの実施期間

① 居宅療養管理指導は、医師より訪問指示があり訪問開始した日より起算いたします。
② 以下の場合を除き、居宅療養管理指導は継続して実施いたします。 <ul style="list-style-type: none">・利用者や利用者家族又は看護に当たっている方より特段の意思表示があった場合・利用者が介護保険の適用ではなくなった場合・その他、居宅療養管理指導の継続が難しいと判断された場合 ※ 介護認定がある場合、途中で介護度が変わっても継続いたします。

5. 職員等の体制

職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	[] 名	・常勤者 ([] 名) 勤務時間 - [] ~ []
		・非常勤者 ([] 名) 勤務時間 - [] ~ []
事務員	[] 名	・常勤者 ([] 名) 勤務時間 - [] ~ []
		・非常勤者 ([] 名) 勤務時間 - [] ~ []

※ 当事業所は、薬剤師、事務員の異動などの理由により、員数や勤務体制を変更することがあります。

6. 担当薬剤師

担当薬剤師：	主担当 []
	上記以外 []
責任者：	[]

- ① 担当薬剤師は、常に身分を証するものを携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

7. 営業日時

※ 国民の祝祭日及び年末年始（12月31日～1月3日）の休業を含め、営業日時は変更することがあります。

8. 緊急時の対応等

- ① 薬局固定電話又は携帯電話により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医又は医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
- ③ 利用者の状態の急変等に伴い、利用者に係る計画的な居宅療養管理指導とは別に、医師の求めにより緊急で訪問薬剤管理指導（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導（※））を実施した場合、以下の費用をご負担いただきます。
- ④ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導は、事前に策定する薬学的管理指導計画に基づき、最大月4回（末期の悪性腫瘍、あるいは注射による麻薬の投与が必要な利用者については最大月8回）実施いたします。

※ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導は公的医療保険の適用となります。

（令和6年6月1日時点）

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料として		自己負担の負担割合		
		1割負担	2割負担	3割負担
①	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴う場合	500円	1,000円	1,500円
②	上記以外の場合	200円	400円	600円
③	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変において、情報通信機器を用いた場合（※）	59円	118円	177円
末期の悪性腫瘍、あるいは注射による麻薬の投与が必要な利用者について以下の訪問を行った場合は上記①に加算				
④	夜間帯（開局時間外で、かつ6:00～8:00、19:00～22:00）に訪問した場合	400円	800円	1,200円
⑤	休日（営業日以外）に訪問した場合	600円	1,200円	1,800円
⑥	深夜帯（22:00～翌6:00）に訪問の場合	1,000円	2,000円	3,000円

※ 情報通信機器を用いた場合、上記④、⑤、⑥の加算は発生しません。

9. 利用料（金額は自己負担割合に応じて異なります）

居宅療養管理指導は、事前に策定する薬学的管理指導計画に基づき、最大月4回（末期の悪性腫瘍、中心静脈栄養、あるいは注射による麻薬の投与が必要な利用者については最大月8回）実施いたします。

介護保険制度の規定により、1回の訪問につき以下のとおり定められています。

（令和6年6月1日時点）

① 居宅療養管理指導費として		自己負担の負担割合		
		1割負担	2割負担	3割負担
同一月に同一建物で診療した人数	1人	518円	1,036円	1,554円
	2～9人	379円	758円	1,137円
	10人以上	342円	684円	1,026円
その他、以下の場合には上記に加算				
②	医療用麻薬持続注射療法を行っている場合	250円	500円	750円
③	麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合 但し、②が適用になる場合は加算されない	100円	200円	300円
④	中心静脈栄養法を行っている場合	150円	300円	450円

※ 上記の他、薬代や薬剤の調製に係る費用の一部をご負担いただきます。

※ 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収させていただくことがあります。なお、自動車を利用した場合は、距離数が10kmまでは100円とし、10kmを超えるときは、10kmまでごとに100円を所定金額に加算させていただくことがあります。

10. 情報通信機器を用いた居宅療養管理指導費（金額は自己負担割合に応じて異なります）

情報通信機器を用いて、月4回実施する場合があります。介護保険制度の規定により、以下のとおり定められています。

（令和6年6月1日時点）

	自己負担の負担割合		
	1割負担	2割負担	3割負担
情報通信機器を用いた居宅療養管理指導費として	46円	92円	138円

1 1. 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法

下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- ① 事業者指定口座への振り込み
- ② 利用者指定口座からの自動振替
- ③ 現金支払い
- ④ クレジット払い

※ ①、②を選択された場合、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

利用月の翌月中旬までに請求書を発行いたしますので、同月末日までにお支払いください。

※ ③、④を選択された場合、サービス提供ごとに請求させていただきます。請求の都度お支払いください。

※ お支払いの確認が完了次第、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたします。

必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

1 2. 事故発生時の対応について

居宅療養管理指導サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者及びその家族、医療機関、利用者に係る介護事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 3. ハラスメント対策

利用者及びその家族、または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為があり、当該行為の是正及び再発防止等に向けて利用者等と協議、対応等を行ったにもかかわらず、適切な居宅療養管理指導サービスを提供することが著しく困難な場合には、当事業者は相当期間の予告期間を置くとともに、後任の事業者の紹介その他の必要な措置を講じたうえで、居宅療養管理指導サービス提供の契約を解除させていただくことがあります。

1 4. 居宅療養管理指導サービス提供の記録

文書により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しをサービスの提供開始日から5年間保存します。

1 5. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- | | | | |
|---|------|-------------|------|
| ① | 日本調剤 | 薬局 | 連絡先： |
| ② | | 介護保険担当 | 連絡先： |
| ③ | | 国民健康保険団体連合会 | 連絡先： |

※ 介護保険担当の窓口、国民健康保険団体連合会の窓口及びその連絡先に関しましては、住民登録のある都道府県により異なりますので、お控えをお渡しする際に追記いたします。

1 6. 個人情報の取扱いについて

① 事業者の名称

日本調剤株式会社

② 個人情報保護管理者の職名、所属及び連絡先

管理者職名 総務人事担当取締役

電話：03-6810-0800

③ 個人情報の利用目的

当社は、以下の利用目的に必要な範囲で、利用者（利用者家族又は代理人を含む。以下同じ。）の個人情報を利用いたします。

- ・利用者に対する居宅療養管理指導サービス及び薬剤情報並びにこれらに関連するサービス・情報のご提供（※）
- ・利用者に対する当社が取り扱う商品及びサービスその他の健康維持及び増進に有益と思われる情報のご提供（※）
- ・保険請求事務
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成・分析及び従業員の教育・研修（※）
- ・学生の実習への協力（※）
- ・公衆衛生の向上を目的とした症例研究、情報分析等の研究、学会・学術誌等での発表（※）
- ・当社が取り扱う商品及びサービスの改善や販売促進等の観点から行う各種の情報分析・研究開発（※）

※ 利用者の調剤履歴、相談履歴及び購買履歴等を分析して、サービス及び業務の改善、利用者の状況等に合ったサービス・情報の提供・配信等をすることを含みます。

④ 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ利用者の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、以下の目的に該当する場合は、利用者から特にお申し出がない限り、居宅療養管理指導サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、利用者の個人情報を第三者に提供する場合があります。

- ・利用者への投薬に際しての御家族等に対する情報提供を行うため
- ・居宅療養管理指導サービス及び保険請求事務処理に際し、処方箋発行元の医療機関又は医師へ照会するため
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等と必要な連携を図るため
- ・利用者への医療の提供のため、他の医療機関からの照会に応じるため
- ・保険請求事務に係る審査支払機関に対する診療報酬明細書の提出のため
- ・保険請求事務に係る審査支払機関又は保険者への照会のため
- ・保険請求事務に係る審査支払機関又は保険者からの照会に対する回答のため
- ・薬剤師賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等のため

⑤ 要配慮個人情報の取得

当社は、上記3①の居宅療養管理サービス提供のため、利用者が当社による調剤を希望する場合に、医師より直接、医師が利用者に発行した処方箋の情報（書面、電子を問わない）を取得することがあります。利用者は、下記のサービス利用同意において、要配慮個人情報である当該情報を当社が取得することにも同意するものとします。

⑥ 個人情報取扱いの委託

当社は、事業運営上、上記の目的の範囲に限って個人情報の管理を外部に委託することがあります。この場合、個人情報保護水準の高い委託先を選定し、個人情報の適正管理・機密保持についての契約を交わし、適切な管理を実施させます。

⑦ 個人情報の開示等の請求

利用者は、当社に対してご自身の個人情報の開示等に関して、当社お問い合わせ窓口申し出ることができます。その際、当事業者は、ご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

【お問い合わせ窓口】

東京都港区芝五丁目3番11号

日本調剤株式会社 個人情報お問い合わせ窓口

電話：0120-075-300（受付時間 9:00～18:00※）

E-mail：privacy@nicho.co.jp

※ 土・日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）は翌営業日以降の対応とさせていただきます。

⑧ 個人情報を提供されることの任意性について

利用者が当社に個人情報を提供されるかどうかは任意によるものです。

ただし、必要な項目をいただけない場合、適切な対応ができない場合があります。

1.7. 規定外事項

本説明書に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

※ 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については上記となります。

に部分については、「患者さまの氏名」、「担当する薬局の概要や担当者」等を個別にご提示いたします。